

令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

第70号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

目次

【4款 衛生費】

母子保健対策費（4款1項3目）

説明書
記載頁

三歳児健康診査費 P1～2 (P38～39)

こ ども 部
中 央 総 合 事 務 所
東 総 合 事 務 所
南 総 合 事 務 所
北 総 合 事 務 所

令 和 元 年 6 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	1-1	三歳児健康診査費	千円 3,030

1 概 要

3歳児健康診査は、母子保健法に基づく健康診査で、長崎市においては、心身障害、疾病及び異常の早期発見と適切な保健指導を目的として、3歳6か月児に対し、集団で実施している。

現在の3歳児健康診査における眼科検査は、ランドルト環(☉)を用いて保護者が自宅で行っているが、ランドルト環では、眼の異常の一つである屈折異常(近視、遠視、乱視)や斜視を診断することは難しく、見落とす可能性がある。

視力の発達する時期(6歳ぐらいまで)に屈折異常などにより「物をくっきり見ること」が妨げられると正常な視力の発達が停止し、眼鏡をかけても、十分な視力が得られない状態(弱視)になることから、現行のランドルト環検査に加え、検査機器(レフラクトメーター)を用いることにより異常を早期に発見し、治療につなげようとするもの。

2 事業内容

(1) 検査機器の導入 携帯型レフラクトメーターを2台購入し、健診会場にて眼の屈折異常等にかかる検査を実施する。

(2) 実施方法

ア 開始時期 令和元年10月
 イ 対象者 3歳6か月児 約1,600人 (年間 3,200人程度)
 ウ 健診場所 7箇所の健診会場で実施
 エ 健診回数 63回 (年間120回程度)

中央総合事務所 (市役所別館1階)	東総合事務所 (東部地区にこにこセンター)	南総合事務所 (三和健康づくりセンター 高島地域センター第1別館)	北総合事務所 (三重地区市民センター 琴海南部文化センター 外海ふるさと交流センター)
41回	7回	8回	7回

オ スクリーニング症例 近視、遠視、乱視、斜視 など
 カ 経 費 内 訳 備品購入費(検査機器及びプリンター各2台、パソコン)

2,550千円

賃金(検査職員(看護師)) 各1名 407千円

需用費(遮光カーテン等) 73千円

3 眼科の検査方法

(1) 検査の流れ

	項目	現行	変更後
一次検査【家庭】 ↓	ランドルト環検査(☉)	○	○
	質問票記入	○	○
二次検査【健診会場】 ↓	問診 ※	○	○
	検査機器での検査	—	○
	医師の診察	○	○
(異常等がある場合) 精密検査	医療機関への委託により実施	○	○

※ 自宅で検査ができなかった場合及び視力 0.5 が確認できなかった場合は、健診会場にて保健師がランドルト環検査を実施

(2) 各検査の特徴

	ランドルト環	レフラクトメーター
視力(0.5)の測定 ※1	できる	できない
屈折異常などの識別 ※2	できない	できる
検査時間	5～10分(練習が必要)	数秒
検査の困難性 ※3	あり	少ない

※1 「見えない」ことにより、異常や疾病(白内障、角膜混濁等)の可能性を示唆する。

※2 屈折異常など(近視、遠視、乱視、斜視)は弱視の原因となる。

※3 発達状況等により幼児の視力検査に対する理解度によるもの。

4 事業費内訳

(単位:千円)

事業費 (合計)	こども部	総合事務所				
		計	中央	東	南	北
3,030	2,522	508	308	58	50	92

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,030	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 3,030

【参考】 検査機器等イメージ

・ランドルト環

・携帯型レフラクトメーター



(2.5m 用 0.5 指標)

